

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱

平成 25 年 4 月 30 日 理事長決裁
令和 7 年 12 月 16 日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する工事等のうち、一般競争入札に付する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和 52 年 11 月 18 日制定。）第 2 条第 1 号に規定する工事をいう。
- (2) 設計等 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務をいう。
- (3) 工事等 工事及び設計等をいう。
- (4) 工事等担当部 一般財団法人札幌市住宅管理公社処務規程（昭和 52 年 10 月 27 日規程第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する別表 1 の保全部をいう。
- (5) 工種等 工種及び業種をいう。
- (6) 施行等実績 施工実績及び履行実績をいう。
- (7) 施行等現場 施工現場及び履行現場をいう。
- (8) 制限付一般競争入札 公社が発注する工事等のうち、予定価格が 3,000 万円を超える工事及び予定価格が 200 万円を超える設計等で、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和 52 年 11 月 18 日制定）第 4 条の規定に基づく資格を定めて一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付する場合のもの。

(対象工事等)

第3条 公社が発注する工事等のうち、一般競争入札により契約の相手方を決定するもの（以下「対象工事等」という。）は、制限付一般競争入札の方法によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある工事等については対象工事等としないことができる。この場合は、工事等担当部においてその理由を明らかにしたうえで、あらかじめ様式 1 により決裁を得なければならない。

(公 告)

第4条 一般競争入札の公告は、別記 1 標準公告例によるものとする。

(入札説明書)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

- 2 入札説明書は別記2標準入札説明例により作成するものとする。
- 3 入札説明書には、公告の写し、契約書案、提出書類の様式、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（平成25年4月30日制定）その他必要と認める書類を添付しなければならない。

（入札参加資格）

第6条 一般競争入札に参加する者（共同企業体の場合においてはその構成員をいう。以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

- (1) 一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者として、一般競争入札に付する対象工事等と同種の工種等について登録されていること（会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が別に定める手続に基づき当該工種等の再認定を受けていること。）。
- (2) 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(1)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (5) 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について元請としての施工等実績があること（理事長が特に要しないと認める場合を除く。）。
- (6) 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資

の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

- (9) 参加者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(特定共同企業体の結成条件)

第6条の2 特定共同企業体に発注する対象工事等において入札参加を希望する者は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成27年3月24日制定。以下「共同企業体要領」という。）及び次の各号の条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

- (1) 構成員の数は、理事長が対象工事等に応じて決定する数を満たしていること。
- (2) 各構成員が対象工事等に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならしいこと。

(入札参加資格の決定)

第7条 理事長は前条の規定に基づき対象工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ第13条に規定する一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

2 前項の場合において、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会が認める工事等を対象に定型的又は軽易なものとして委員会が適当と認める入札参加資格を決定することについては、当該年度中に限り、総務部長の決裁をもってその議に代えることができるものとする。

(入札の参加申請)

第8条 一般競争入札に参加する者は、公告に定めるところに従い、次に掲げる書類を理事長に提出し、第6条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 同種工事施工実績書（様式3）
- (3) 配置予定技術者経歴書（様式4）
- (4) 協定書（共同企業体要領別表）
- (5) その他必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第9条 理事長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、理事長が定める日までに、その理由について書面により説明を求めることができるものとし、理事長は、入札参加資格に係

る理由説明書（様式6）により回答するものとする。

- 3 理事長は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行う場合は、あらかじめ第13条に規定する一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。
- 4 前項の場合のうち、第7条第2項の規定により入札参加資格を決定した工事等について第1項の入札参加資格の確認を行うときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の事前の承認を得て、当該年度中に限り、総務部長の決裁をもってその議に代えることができるものとする。

（入札に参加できない者）

第10条 次に掲げる者は、対象工事等の入札に参加できない。

- (1) 第8条に掲げる書類を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

（設計図書の閲覧）

第11条 制限付一般競争入札の対象工事等の設計図書は、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

- 2 入札に参加しようとする者は、前項に規定する公告の日から入札日の前日までの間、理事長が指定した場所において設計図書を複写することができる。
- 3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、理事長が指定する日までに質疑応答書（様式7）を提出しなければならない。
- 4 前項の質問があった場合、理事長は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

（入札の執行等）

第12条 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。

（審査委員会）

第13条 一般競争入札に係る入札参加資格の確認は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）がこれを行うものとする。

- 2 審査委員会は、一般競争入札の施行に関し、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 入札参加資格の決定に関する事務。
 - (2) 入札参加資格の確認に関する事務。
 - (3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関する事務。
 - (4) その他理事長が必要と認める事務。

(委 任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8年4月 1日から施行する。